

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 第一項一般拠出金の徴収に要する費用の額は、当該年度における第一項一般拠出金の返還金の額並びに第一項一般拠出金の徴収及び第一項一般拠出金事務を処理する労働保険事務組合に関する事務に要する費用の額の合計額から国庫の負担額を減じて得た額とすること。
(第九条関係)

第二 一般拠出金率は、次に掲げる事項を基礎として定めるものとする。

一 救済給付の支給に要する費用の予想額、法第三十二条第一項の規定による交付金及び同条第二項の規定による拠出金があるときはそれらの額等を考慮して算定した一般拠出金及び特別拠出金の額として必要であると見込まれる金額の総額(以下「事業主の負担総額」という。)から特別拠出金の総額の見込額を控除した額

二 平成十七年度における全国の労災保険適用事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払われた賃金の総額として推計した額と全国の船舶所有者が使用するすべての船員に支払われた賃金の総額として推計した額との合計額
(第十条関係)

第三 特別事業主の要件は、大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設が設置された工場等その他石綿

の使用の状況又は石綿による健康被害の発生の状況を把握するための調査で環境大臣が指定するものにより石綿が使用されていたと認められる工場等であつて、次のいずれにも該当するもの（以下「特別事業場」という。）を有し、又は有していたこととする事。

一 石綿の使用量（昭和二十六年から平成十七年までの各年における当該工場等において使用された石綿の量の合計量をいう。以下同じ。）が、一万トン以上であること。

二 平成七年から平成十六年までの各年における当該工場等の所在地の属する市町村において中皮腫により死亡した者の数の合計数を十で除して得た数を当該市町村の人口で除して得た数に十万を乗じて得た数が、〇・五五三人以上であること。

三 昭和十四年度から平成十六年度までの各年度における当該工場等において石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病にかかり、これにより労働者災害補償保険法又は船員保険法の規定による保険給付を受けた者の合計の人数（以下「保険給付の受給者数」という。）が、十人以上であること。

（第十二条関係）

第四 特別拠出金の額の算定方法は、特別事業主が有し、又は有していた特別事業場ごとに次に定めるところ

るにより算定した額の合計額を合算するものとする。

一 事業主の負担総額に昭和二十六年から平成十七年までの各年における我が国の石綿の輸入量を合計した量（以下「石綿の輸入量」という。）の数值を石綿の輸入量の数值と全国の保険給付の受給者数に百七十を乗じて得た数值とを合計した数值で除して得た額に、当該特別事業場における石綿の使用量の数值を石綿の輸入量の数值で除して得た数值を乗じて得た額

二 事業主の負担総額に全国の保険給付の受給者数に百七十を乗じて得た数值を石綿の輸入量の数值と全国の保険給付の受給者数に百七十を乗じて得た数值とを合計した数值で除して得た数值を乗じて得た額に、当該特別事業場における保険給付の受給者数を全国の保険給付の受給者数で除して得た数值を乗じて得た額

（第十二条関係）

第五 この政令は、平成十九年四月一日から施行するものとする。

（附則第一条関係）